

本事業の業務実施体制図

1. 統括責任者及び各業務責任者の設置

本事業の業務実施に当たっては、「設計・建設期間」「開業準備期間」「維持管理・運営期間」において統括責任者を配置するとともに、設計、建設、工事監理、維持管理、運営の各個別業務の業務責任者を配置し、県への各種報告・調整を適切に行うこととする。

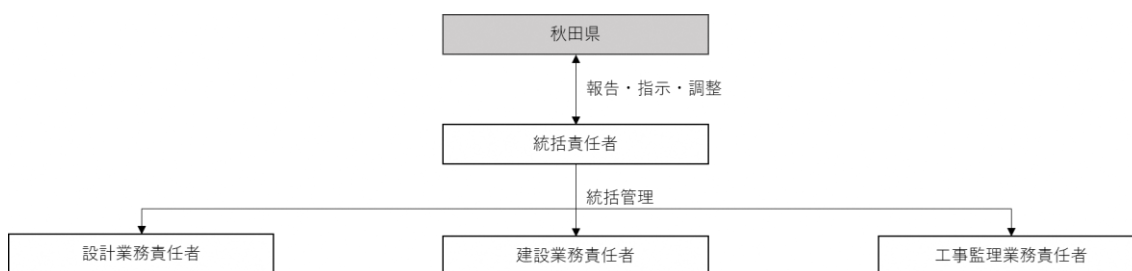
統括責任者は、各個別業務の業務責任者が兼務することは認めないが「設計・建設期間」、「開業準備期間」及び「維持管理・運営期間」で同一の者を配置することは可能とする。

また、統括責任者は、原則として構成員から選出することとし、事前に県に書面で届け出ること。

2. 各業務期間における実施体制（責任者）

(1) 設計・建設期間

設計・建設期間中は、「統括責任者」、「設計業務責任者」、「建設業務責任者」、「工事監理業務責任者」を任命し、統括責任者が各業務を統括管理する。



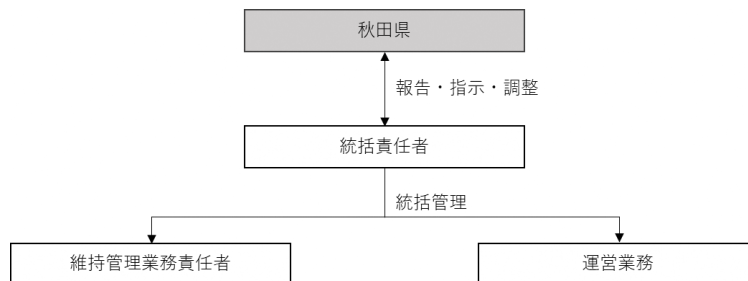
兼務の可否（○：兼務可 ×：兼務不可）

	統括	設計	建設	工事監理
統括		×	×	×
設計	×		○	○
建設	×	○		×
工事監理	×	○	×	

別紙2 本事業の業務実施体制図

(2) 開業準備期間及び維持管理・運営期間

維持管理期間中は、「統括責任者」、「維持管理業務責任者」、「運営業務責任者」を任命し、統括責任者が各業務を統括管理する。



兼務の可否 (○：兼務可 ×：兼務不可)

	統括	運営	維持管理
統括		×	×
運営	×		○
維持管理	×	○	